

令和7年11月（第11回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年11月10日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（13名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
3番	坂上 孝司	4番	里見 勝則
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	8番	守江 勉
9番	宮本 一義	10番	富永 芳弘
12番	吉村 武幸	13番	吉田 一浩
14番	松本 三千輝（会長）		

4. 欠席委員（1名）

11番 下山 和之

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について

日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について

日程第4 報告第3号 許可不要転用届について

日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について

日程第6 議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について

日程第7 議案第3号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画について

日程第8 議案第4号 非農地証明願について

日程第9 令和7年 第12回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩本 武継	農地係長	松本まゆみ
主査	井 敦子	主査	堀田章一郎

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和7年第11回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、11番下山和之委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

2番農政憲委員、12番吉村武幸委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。

次に日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部 番号1番につきましては、13番吉田一浩委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(13番委員)

調査報告いたします。

11月9日に吉川推進委員と共に、現地調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、噴霧器・草刈機を所有しております問題ないかと思います。

主に生産される作物は粟で、申請地には粟を栽培するとの事です。

譲受人から、営農計画書の提出もあっております。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数7年、年間150日、三男が経験年数0年3ヶ月、年間150日の予定となっております。

取得後の農地の面積については、5,821m²ですので問題ないかと思います。

地域との調和につきましては、区役等地域の集まりには積極的に参加し農地の環境保全に協力するとのことで問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、吉田一浩委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。

所有権移転の部 番号1番につきましては、申請者より取下げがあっております。

番号2番につきましては、10番富永芳弘委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(10番委員)

11月2日に舛田推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請人が農機具置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、農用地区域内農地ですが、事前に農用地利用計画において指定された用途である農業用施設に変更されており、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

申請者の資力・信用については問題ありません。

許可後は速やかに工事に着手するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、所有権移転の部 番号2番につきまして、富永芳弘委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての

項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することについて議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部 番号14番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号14番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

賃借権設定の部でございますが、番号18番及び19番につきましても議事

参与の制限に該当します。

関係委員は退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号18番及び19番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

賃借権設定の部でございますが、番号21番につきましても議事参与の制限に該当します。

関係委員は退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号21番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の拳手をお願いしたいと思います。

《全員拳手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

それでは、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の拳手をお願いしたいと思います。

《全員拳手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、所有権移転の部でございます。

何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 非農地証明願について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号につきましてご説明いたしました。

非農地証明願の部 番号1番につきましては、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

11月6日に松本会長、事務局と共に現地調査を行いましたので、ご報告します。

願出地は、登記地目が畠となっておりますが、昭和25年に建物が建っていた証明書が提出されております。

また、現地の状況や閉鎖謄本の内容も問題はなく、昭和27年10月20日以前から非農地であったと考えられます。

そのため、農地法に規定する農地ではないと考えております。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、非農地証明願の部 番号1番につきまして、補足説明をいたしました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第9 令和7年第12回委員会の日時について申し上げます。

次回は12月10日水曜日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年11月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員